

# 業務連絡

2016/2/15

No. 8

J R 東海 労新 幹線 関西 地本  
業 務 部

2016年1月27日、支社会議室において「申」第23号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。会社は業務委員会の開催を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

## 「申」第23号「東京第一運輸所乗務員待機室のDVD上映に関する申し入れ（2016年1月15日）」

1. 東京第一運輸所他所乗務員待機室で上映しているDVD上映を直ぐに中止すること。
2. 労働外時間の位置付けについて明らかにすること。
3. 労働外時間の乗務員のすごし方は、乗務員本意で考えること。
4. 全乗務員に対して安全・健康上、迷惑をかけたことに対して謝罪文を掲示し謝罪すること。
5. 同種映像の上映について東京第一運輸所以外では、時間を制限して上映している。9：00～17：00の上映時間とした理由を明らかにすること。
6. 東京第一運輸所の管理者に改善を申し出ると「テレビを見にきてるわけではない」「事故防止の効果はある」「もっとパワーアップしようか」等と社員の切なる申し入れを真摯に聞こうという姿勢ではなかった。現場管理者の指導を徹底すること。
7. 大阪第二運輸所では年末から運転の事故が3件続いて発生した。事故発生の原因についてビデオ上映との関連について会社の見解を明らかにすること。

### 《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得いかない。

会社：声は届けさせて頂いた。確か時間が変わってるはず。

組合：東一の所長の回答は。

会社：事故防止の一環として行ってる。是非、活用して頂きたいと。

組合：午前1.5時間、午後1.5時間と時間が変わっただけでまだ上映している。いつまで続けるのか。

会社：期限は定めてない。

組合：百歩譲って、上映するなら自所の詰所のテレビで行うべき、他所の乗務員に見せる必要はない。

会社：しっかりと伝えている。

組合：労働時間外の過ごし方、労外の位置づけについてはどう考えているのか。仕事に必要な映像を見せたいなら、訓練や業務の時間があるのでその時間で行えばいい。

会社：労外は労外。見ろという業務指示ではない。あくまでも自己啓発の一環である。

組合：そもそもテレビを設置した目的は、乗務員が必要であるのでお金を出し合って接

地したのが発端。その後、会社が供与している。テレビは情報収集のためにあるのであり業務に関係する映像を見せるためにあるのではない。

会社：業務指示は指示で明確にする。

組合：見るものはあのテレビしかない。車掌の4時間の段落ちの時間で待機場所はあそこしかない。

会社：テレビ見ない人もいる。スマホも多くなってる。

組合：会社はスマホばかり見るなど指導してるじゃないか。

会社：今回はこのような形で切り替えさせて頂いてる。

組合：止めるように言ってるのが主旨である。

会社：事故を起こして欲しくないというのが思いである。

組合：あの方法しかないのか。あの方法しかないなら考える。一方的である。時間が変わっても納得できない。

以上